

新潟米の輸出拡大に向けた北米等及び欧州向けプロモーション等業務 に係る企画コンペティション募集要領

令和 8 年 6 月 17 日 制定
新潟県農林水産部 食品・流通課

1 目的

本県では、「新潟県産農林水産物輸出拡大実行プラン」に基づき、海外での新潟米の知名度やブランドイメージの向上を図るとともに、輸出事業者と連携した販路の多角化や、輸出促進の取組を進めている。

新潟米の輸出においては、市場規模の大きいアメリカが主要な輸出先の1つとなっているが、関税措置等による影響が懸念されており、リスク回避の観点からも近隣国を含めた新たな販路の開拓が求められる。

また、欧州（ヨーロッパ）は、これまであまり日本産米が浸透していない市場であるものの、日本食レストラン数が増加傾向にあるなど、今後、新潟米の需要の大幅な拡大が期待できる市場であり、新潟米の認知拡大と合わせた販路の開拓が求められる。

このため本業務では、北米等及び欧州を対象に、令和9年度の水田農業政策の見直しも見据え、新潟米の安定的な輸出拡大につながる有望市場の見極めと、将来性の高い輸出ルートの先行確保を目指す取組を、輸出事業者と連携して実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

- ・新潟米の輸出拡大に向けた北米等向けプロモーション等業務
- ・新潟米の輸出拡大に向けた欧州向けプロモーション等業務 の2業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月10日（水）まで

(3) 実施主体

新潟県（以下「県」という。）

(4) 委託業務の内容

- ア 対象国への輸出拡大に向けた取組の企画・実施
コンペティションにより採択された企画書に沿って、事業の実施計画を策定すること。実施内容については、県と協議の上、最終決定するものとする。
- イ 進行管理
実施計画に沿って、実施に係る手配一式、必要な関係者との各種連絡調整を行うとともに、進捗状況は、定期的に県へ報告を行うものとする。
なお、本業務の実施にあたり、県が現地調査を実施する場合は協力すること。
- ウ 効果検証、中間・実績報告書の提出
調査結果の取りまとめ・取組効果検証を実施し、事業の途中経過、事業実施結果、

検証結果及び新潟米輸出実績等を取りまとめ、提出すること。

中間報告書提出期限：令和8年11月4日（水）

実績報告書提出期限：令和9年3月10日（水）

3 募集内容

(1) 対象エリア

ア 北米等エリア（カナダ、アメリカ、メキシコ）

イ 欧州（ヨーロッパ）エリア

(2) 企画内容

ア 対象エリア・対象国の選定

3（1）に記載した2エリアの中から、取組対象とするエリアを1つ、または両方選択したうえで、参加申込書に記入すること。

また、選択したエリアの中から、本事業の取組対象国として、新潟米の今後の需要拡大が特に期待される国を1か国以上選定して参加申込書に記入するとともに、選定理由（市場としての有望性）をなるべく具体的に企画提案書に明記すること。

イ 市場の有望度の推計調査（実施時期：10月末まで）

対象国における市場の有望度（新潟米の潜在的な需要量等）を定量的に推計する方法を検討して、企画提案書に明記すること。

実際の調査方法は県との調整により決定することとし、10月末までに調査を実施したうえで、調査結果を2（4）ウに定める中間報告書に記載すること。

ウ 新潟米を活用した、対象国を中心とした輸出拡大の取組（想定実施時期：10月以降）

対象国における将来性の高い輸出ルートの確保に有効と考えられる取組（想定：現地協力者やレストラン・小売店等と連携したPR、新潟米を継続的に取り扱ってもらうためのファンづくりの取組）を提案・実施すること。

エ 取組効果の検証方法の提案

上記イ、ウの取組効果の検証に有効と考えられる方法を企画提案書に明記すること。

(3) 見積限度額

北米等向けプロモーション等業務 3,000 千円

欧州向けプロモーション等業務 3,000 千円

※消費税、地方消費税及び現地諸税等を含む。

※両業務は別々に審査するため、両業務で異なる事業者が採択される可能性がある。

4 採択方法

提案を受けた企画の中で、効果が見込まれるものから順に予算の範囲内で採択する。

5 参加要件

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 対象国に自社拠点や協力企業・団体等を有し、対象国の市場環境や消費動向を見極めながらプロモーション等を展開することにより輸出拡大できる者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

6 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込み

ア 提出書類

- (ア) 新潟米の輸出拡大に向けた北米等及び欧州向けプロモーション等業務に係る企画コンペティション参加申込書【別紙 1】
- (イ) 対象国への輸出実績を確認できる書類（各農政局への「米穀の輸出に関する届出書」（受付後の写し）等、過去 3 年以内の任意の 1 回分）
- (ウ) 令和 8 年度の新潟米輸出見込み（任意様式。過去 3 年以内に輸出実績がなく、上記（イ）の書類を提出できない者のみ）
- (エ) 県税納税証明書（令和 8 年 1 月 1 日以降に発行されたもの。新潟県の県税の納入義務を有する者のみ）

イ 申込期限

令和 8 年 7 月 2 日（木）正午必着

ウ 申込先

書類提出先に同じ

エ 申込方法

電子メール

※ 件名を「新潟米北米・欧州プロモーション等参加申込み」とすること。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和 8 年 7 月 3 日（金）までに提案資格の確認結果の通知を電子メールで行う。

7 質疑応答

本要領について不明な点がある場合は、以下の方法により質問すること。

(1) 質問方法

「新潟米の輸出拡大に向けた北米等及び欧州向けプロモーション等業務に係る企画コンペティション質問事項」【別紙2】を電子メールにより提出すること。

※ 件名を「新潟米北米・欧州プロモーション等質問」とすること。

※ 電話での質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和8年6月26日（金）正午

(3) 回答方法

令和8年6月30日（火）までに新潟県ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、募集要領の追加又は修正とみなす。

8 企画提案書の作成要領

(1) 提出書類 各5部（正本1部、副本4部）及び電子データ（PDF）

ア 企画提案書

(ア) 3 (2) 企画内容を踏まえ、以下の項目について記載すること。

① 企画概要（対象国の選定理由含む）

② 企画内容（詳細）

③ 実施スケジュール

④ 実施体制

⑤ 会社概要

⑥ 類似業務実績

(イ) 提案書は、A4版横、横書き、左綴じホチキス止めとし、表紙に「新潟米の輸出拡大に向けた北米等向けプロモーション等業務委託提案書」または「新潟米の輸出拡大に向けた欧州向けプロモーション等業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。

(ウ) できるだけ詳細に記載し、適宜画像等を用いて効果的に説明すること。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

(オ) 必要に応じて補足資料を求める場合がある。

イ 見積書

(ア) 通貨は日本円（円払い）とし、消費税、地方消費税及び現地諸税等を含め記載すること。

(イ) 企画内容の項目ごとに内訳が分かるように記載すること。

(ウ) 宛名は「新潟県知事 花角 英世」宛てとし、住所、法人名、代表者名を記載の上、代表者印を押印（正本のみ）すること。

※「発行責任者及び担当者（同一でも可）」の氏名、連絡先の記載があれば、代表者印の押印は不要。

(2) 留意事項

ア 企画内容に応じて、以下の事項を企画提案書に記載すること。

- ・具体的な連携先、実施場所（社名・団体名や店舗等の名称・場所等）
- ・相手方への仮提案や交渉状況
- ・事業実施による新潟米輸出量（見込み）

イ 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(3) 提出期限等

期 限：令和8年7月29日（水）正午（時間厳守）

提出先：問合せ先に同じ

方 法：紙媒体のものは持参又は郵送、電子データはメールにより提出するものとする（郵送の場合は提出期限必着）。

9 審査及び結果の通知

下記の審査基準に基づき審査し、提案を受けた企画の中で、事業効果が見込まれるものから順に予算の範囲内で採択する。

審査の結果は、本企画コンペティションの全ての参加者に書面で通知する。

| 審査項目 | | 審査の視点 | 配点 |
|--------|---------------------------|---|-----|
| 提案内容 | 全体 | 事業の趣旨を理解した上で企画立案している。 | 10 |
| | 対象国の選定 | 市場としての有望性が合理的に説明され、今後の需要拡大が特に期待される国を選定している。 | 10 |
| | 市場の有望度の推計調査 | 対象国の市場としての有望度が定量的に推計できる調査方法が提案されている。 | 15 |
| | 新潟米を活用した、対象国を中心とした輸出拡大の取組 | 新潟米の将来性の高い輸出ルートの確保に有効と考えられる取組が提案されている。 | 45 |
| | 取組効果の検証方法 | 3（2）イ、ウの取組効果が効果的に検証できると考えられる方法が提案されている。 | 10 |
| 事業実施能力 | 組織・運営体制 | 十分な現地ネットワーク、スタッフ、ノウハウ及び実績を有するなど業務を遂行する体制が確保されている。 | 10 |
| | | | 100 |

10 その他

- (1) 企画書等の作成に要する一切の費用（旅費、通信費を含む。）は、事業者の負担とする。
- (2) 本要領に定められた事項に違反した場合は失格とする。
- (3) 参加申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、「参加申込辞退書」【別紙3】を提出すること。
- (4) 契約は、審査を経て決定した事業者、新潟県が協議の上、締結する。
- (5) 事業者は、契約の締結に際して「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

11 スケジュール（予定）

| 実施日 | 内容 |
|------------|------------------------|
| 6月17日（水） | 公募開始（新潟県ホームページに掲載） |
| 6月26日（金）正午 | 質問締切 |
| 6月30日（火） | 質問に対する回答（新潟県ホームページに掲載） |
| 7月2日（木）正午 | 参加申込締切 |
| 7月3日（金） | 参加資格の審査・確認結果通知 |
| 7月29日（水）正午 | 企画書提出期限 |
| 8月上旬 | 企画内容等審査、委託事業者決定 |

12 問合せ先（照会先及び書類提出先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県農林水産部食品・流通課販売戦略班（新潟米担当） 担当：平山

TEL：025-280-5427 FAX：025-280-5548

E-mail：ngt060040@pref.niigata.lg.jp

参考：地方自治法施行令

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。